

こ成母第 347 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）」の一部改正について

今般、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）」（令和 7 年 1 月 17 日こ成母第 38 号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）を別紙のとおり一部改正したので通知する。

(別紙) 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて (通知)
新旧対照表

改正後	現行 (令和7年1月17日付こ成母第38号)
<p data-bbox="831 220 1095 368">こ成母第38号 令和7年1月17日 <u>一部改正</u> <u>こ成母第347号</u> <u>令和8年3月31日</u></p> <p data-bbox="69 411 658 443">各 都道府県 母子保健主管部 (局) 長 殿</p> <p data-bbox="658 488 1097 560">こども家庭庁成育局母子保健課長 (公印省略)</p> <p data-bbox="69 603 1095 711">「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて (通知)</p> <p data-bbox="69 754 1095 1209">昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律 (令和6年法律第70号。以下「法」という。)、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令 (令和6年政令第383号)、旧優生保護法補償金等認定審査会令 (令和6年政令第384号)、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和6年政令第385号) 及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則 (令和6年内閣府令第114号。以下「規則」という。) が本日施行されたところである。</p> <p data-bbox="69 1214 1095 1286">今般、各都道府県における法又は法に基づく命令の規定に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。</p> <p data-bbox="69 1291 1095 1396">本通知の発出に伴い、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて (通知)」 (平成31年4月24日付け子母発0424第1号) は廃止す</p>	<p data-bbox="1861 220 2134 292">こ成母第38号 令和7年1月17日</p> <p data-bbox="1122 411 1715 443">各 都道府県 母子保健主管部 (局) 長 殿</p> <p data-bbox="1727 488 2166 560">こども家庭庁成育局母子保健課長 (公印省略)</p> <p data-bbox="1122 603 2150 711">「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて (通知)</p> <p data-bbox="1122 754 2166 1209">昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律 (令和6年法律第70号。以下「法」という。)、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令 (令和6年政令第383号)、旧優生保護法補償金等認定審査会令 (令和6年政令第384号)、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和6年政令第385号) 及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則 (令和6年内閣府令第114号。以下「規則」という。) が本日施行されたところである。</p> <p data-bbox="1122 1214 2150 1286">今般、各都道府県における法又は法に基づく命令の規定に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。</p> <p data-bbox="1122 1291 2166 1396">本通知の発出に伴い、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて (通知)」 (平成31年4月24日付け子母発0424第1号) は廃止す</p>

改正後	現行（令和7年1月17日付こ成母第38号）
<p>る。</p> <p>政府として、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられた方々に対して、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げているところであり、今後、立法府の総意により制定していただいた法に基づき、制定されるに至った経緯や趣旨を十分に踏まえ、被害者の方に補償金等の支給が着実にされるよう、全力を尽くしてまいりたい所存である。</p> <p>なお、本通知は、「第2 相談支援」及び「第10 周知・広報」を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。</p>	<p>る。</p> <p>政府として、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられた方々に対して、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げているところであり、今後、立法府の総意により制定していただいた法に基づき、制定されるに至った経緯や趣旨を十分に踏まえ、被害者の方に補償金等の支給が着実にされるよう、全力を尽くしてまいりたい所存である。</p> <p>なお、本通知は、「第2 相談支援」及び「第10 周知・広報」を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>第1～第2 （略）</p>	<p>第1～第2 （略）</p>
<p>第3 補償金等の請求の受付</p>	<p>第3 補償金等の請求の受付</p>
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>
<p>2 補償金又は優生手術等一時金の支給の請求</p> <p>補償金又は優生手術等一時金の支給の請求については、法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「一時金支給法」という。）に基づく一時金を既に受給した者（以下「一時金の既受給者」という。）がいることを踏まえ、一時金の既受給者に係る請求か否かに着目して事務の処理を行うこと。</p>	<p>2 補償金又は優生手術等一時金の支給の請求</p> <p>補償金又は優生手術等一時金の支給の請求については、法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「一時金支給法」という。）に基づく一時金を既に受給した者（以下「一時金の既受給者」という。）がいることを踏まえ、一時金の既受給者に係る請求か否かに着目して事務の処理を行うこと。</p>
<p>（1）補償金又は優生手術等一時金の支給の請求（一時金の既受給者に係る請求以外の場合）</p>	<p>（1）補償金又は優生手術等一時金の支給の請求（一時金の既受給者に係る請求以外の場合）</p>
<p>ア （略）</p>	<p>ア （略）</p>
<p>イ 添付書類</p>	<p>イ 添付書類</p>
<p>請求書には、以下の書類を添付することとし、第3の1の（3）のとおり、添付書類が整わない場合でも、請求を受け付けた上で、補正で対応すること。なお、請求の受付後、補正の形で添付書類を求める必要がある場</p>	<p>請求書には、以下の書類を添付することとし、第3の1の（3）のとおり、添付書類が整わない場合でも、請求を受け付けた上で、補正で対応すること。なお、請求の受付後、補正の形で添付書類を求める必要がある場</p>

改正後	現行（令和7年1月17日付こ成母第38号）
<p>合は、文書等で請求者と認識共有を行い、補正が行われず放置されることがないように留意すること。</p> <p>（ア）書類の内容</p> <p>①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類</p> <p>住民票の写し以外でも、マイナンバーカード（<u>表面のみ</u>）や運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。</p> <p>②～⑨（略）</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（2）補償金の支給の請求（一時金の既受給者に係る請求の場合）</p> <p>ア 請求書に記載する事項</p> <p>一時金の既受給者若しくは一時金の既受給者に係る特定配偶者又はこれらの者の遺族については、請求書に氏名、住所（又は居所）、電話番号、振込みを希望する金融口座の情報の項目、<u>優生手術等一時金を受給した旨及び優生手術を受けた方の障害等の状況についてのみ</u>を記載して請求することで補償金の支給を受けることが可能である。</p> <p><u>なお、これらの者については、請求書の「3. 優生手術等を受けた方が優生手術等を受けた当時の状況」の(1)～(3)を記載することは不要であるため、留意すること。</u></p> <p>イ 添付書類</p> <p>（ア）書類の内容</p> <p>①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類</p> <p>住民票の写し以外でも、マイナンバーカード（<u>表面のみ</u>）や運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。</p> <p>②～⑦（略）</p>	<p>合は、文書等で請求者と認識共有を行い、補正が行われず放置されることがないように留意すること。</p> <p>（ア）書類の内容</p> <p>①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類</p> <p>住民票の写し以外でも、マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。</p> <p>②～⑨（略）</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（2）補償金の支給の請求（一時金の既受給者に係る請求の場合）</p> <p>ア 請求書に記載する事項</p> <p>一時金の既受給者若しくは一時金の既受給者に係る特定配偶者又はこれらの者の遺族については、請求書に氏名、住所（又は居所）、電話番号、振込みを希望する金融口座の情報の項目 <u>及び優生手術等一時金を受給した旨のみ</u>を記載して請求することで補償金の支給を受けることが可能である。</p> <p><u>特に、これらの者については、優生手術等を受けた当時の状況等を記載することは不要であるため、留意すること。</u></p> <p>イ 添付書類</p> <p>（ア）書類の内容</p> <p>①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類</p> <p>住民票の写し以外でも、マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。</p> <p>②～⑦（略）</p>

改正後

現行（令和7年1月17日付こ成母第38号）

- 3 人工妊娠中絶一時金の支給の請求
(1)～(2) (略)

(3) 添付書類

- ①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカード (表面のみ) や運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

- ②～③ (略)

第4～第10 (略)

- 3 人工妊娠中絶一時金の支給の請求
(1)～(2) (略)

(2) 添付書類

- ①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

- ②～③ (略)

第4～第10 (略)

改正後

(様式1-①)

旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求書 本人またはその遺族用

内閣総理大臣 殿 年 月 日
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による補償金の支給を請求します。

●手話通訳、文字通訳・要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員の利用が必要な方は、右の該当欄に「○」を付けてください。

	該当
手話通訳	
文字通訳・要約筆記	
盲ろう者向け通訳・介助員	

●優生手術等を受けた方への一時金（優生手術等一時金）を既に受給している場合は、太枠部分を記入してください。その他の部分は、該当する場合のみ記入してください。

●優生手術等を受けたご本人の方で、まだ優生手術等一時金を受給していない場合は、本請求書により一時金の支給もあわせて請求することが可能です。下の□（チェック欄）に✓してください。

本請求書で優生手術等一時金もあわせて請求する。

1. 請求者の情報

(1) 補償金を受け取るご本人に関する情報 ※太枠内は必ず記入してください。

ふりがな	性別	生年月日
氏名	男・女	(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県	
	(電話番号) ()	
手術等を受けた方との関係 (ご遺族の方のみ記入してください。)		

※万一、請求者の方が本補償金の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となりますので、請求書を提出した都道府県（又は子ども家庭庁）にご連絡ください。その場合には、遺族の方（本請求の請求者を除く。）からご自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

(2) ~ (4) (略)

改正前

(様式1-①)

旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求書 本人またはその遺族用

内閣総理大臣 殿 年 月 日
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による補償金の支給を請求します。

●優生手術等を受けた方への一時金（優生手術等一時金）を既に受給している場合は、太枠部分を記入してください。その他の部分は、該当する場合のみ記入してください。

●優生手術等を受けたご本人の方で、まだ優生手術等一時金を受給していない場合は、本請求書により一時金の支給もあわせて請求することが可能です。下の□（チェック欄）に✓してください。

本請求書で優生手術等一時金もあわせて請求する。

1. 請求者の情報

(1) 補償金を受け取るご本人に関する情報 ※太枠内は必ず記入してください。

ふりがな	性別	生年月日
氏名	男・女	(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県	
	(電話番号) ()	
手術等を受けた方との関係 (ご遺族の方のみ記入してください。)		

※万一、請求者の方が本補償金の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。その場合には、遺族の方（本請求の請求者を除く。）からご自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

(2) ~ (4) (略)

2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外への連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな		請求者との	
氏名		関係	
住所	〒 都・道 府・県	(電話番号)	()

結果通知や支払通知の送付先について、上記2の連絡先を希望する場合は右の欄に「○」をしてください。

2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外への連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな		請求者との	
氏名		関係	
住所	〒 都・道 府・県	(電話番号)	()

3. 優生手術等を受けた方が優生手術等を受けた当時の状況

※優生手術等を受けた方が既に優生手術等一時金を受給している場合は(4)のみ記載してください。

(1) ~ (3) (略)

(4) 優生手術等を受けた方の障害等の状況等について

- ① 優生手術等を受けた当時どのような障害等がありましたか。
(該当する障害の状況の該当欄に「○」をしてください)

障害等の状況	該当
身体障害	
視覚障害	
聴覚又は平衡機能の障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	
肢体不自由	
内部障害 (注)	
知的障害	
精神障害	
ハンセン病	
障害なし	

※ 複数該当する場合、該当する障害等の該当欄全てに「○」をしてください。

- (注) 以下の障害の場合は「内部障害」の該当欄に「○」を付けてください。
・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
・ぼうこう又は直腸の機能の障害
・小腸の機能の障害
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
・肝臓の機能の障害

- ② 障害者手帳を取得されている場合は、該当する手帳に○をしてください。

手帳の種類	該当
身体障害者手帳	
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	

※ 複数の手帳を取得している場合、該当する手帳の種類を該当欄に「○」をしてください。

手帳を取得していると記載した場合は、写し等の提出もお願いします。

3. 優生手術等を受けた方が優生手術等を受けた当時の状況

※優生手術等を受けた方が既に優生手術等一時金を受給している場合は記載不要です。

(1) ~ (3) (略)

改正後

(様式1-②)

旧優生保護法補償金支給請求書

特定配偶者またはその遺族用

内閣総理大臣 殿

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による補償金の支給を請求します。

●手話通訳、文字通訳・要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員の利用が必要な方は、右の該当欄に「○」を付けてください。

	該当
手話通訳	
文字通訳・要約筆記	
盲ろう者向け通訳・介助員	

●優生手術等を受けた方が一時金（優生手術等一時金）を既に受給している場合は、太枠部分を記入してください。その他の部分は、該当する場合のみ記入してください。

●「特定配偶者」とは、①手術等を受けた方が手術等を受けた日から令和6年10月16日までの間に、婚姻関係にあった方または②手術等を受けた日の前日までの間に、手術等を受けることを原因として手術等を受けた方と離婚をした方をいいます。

1. 請求者の情報

(1) 補償金を受け取るご本人に関する情報 ※太枠内は必ず記入してください。

ふりがな	性別	生年月日
氏名	男・女	(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日生
住所	都・道 府・県	
	(電話番号)	
	()	
特定配偶者との関係 (ご遺族の方のみ記入してください。)		

※万一、請求者の方が本補償金の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となりますので、請求書を提出した都道府県（又は子ども家庭庁）にご連絡ください。その場合には、遺族の方（本請求の請求者を除く。）からご自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

(2) ~ (5) (略)

2. 問い合わせの際に希望する連絡先 (略)

3. 優生手術等を受けた方が優生手術等を受けた当時の状況

※優生手術等を受けた方が既に優生手術等一時金を受給している場合は(4)のみ記載してください。

(1) ~ (3) (略)

改正前

(様式1-②)

旧優生保護法補償金支給請求書

特定配偶者またはその遺族用

内閣総理大臣 殿

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による補償金の支給を請求します。

●優生手術等を受けた方への一時金（優生手術等一時金）を既に受給している場合は、太枠部分を記入してください。その他の部分は、該当する場合のみ記入してください。

●「特定配偶者」とは、①手術等を受けた方が手術等を受けた日から令和6年10月16日までの間に、婚姻関係にあった方または②手術等を受けた日の前日までの間に、手術等を受けることを原因として手術等を受けた方と離婚をした方をいいます。

1. 請求者の情報

(1) 補償金を受け取るご本人に関する情報 ※太枠内は必ず記入してください。

ふりがな	性別	生年月日
氏名	男・女	(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日生
住所	都・道 府・県	
	(電話番号)	
	()	
特定配偶者との関係 (ご遺族の方のみ記入してください。)		

※万一、請求者の方が本補償金の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。その場合には、遺族の方（本請求の請求者を除く。）からご自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

(2) ~ (5) (略)

2. 問い合わせの際に希望する連絡先 (略)

3. 優生手術等を受けた方が優生手術等を受けた当時の状況

※優生手術等を受けた方が既に優生手術等一時金を受給している場合は記載不要です。

(1) ~ (3) (略)

(4) 優生手術等を受けた方の障害等の状況等について

- ① 優生手術等を受けた当時どのような障害等がありましたか。
(該当する障害の状況の該当欄に「○」をしてください)

障害等の状況	該当
身体障害	
視覚障害	
聴覚又は平衡機能の障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	
肢体不自由	
内部障害 (注)	
知的障害	
精神障害	
ハンセン病	
障害なし	

※ 複数該当する場合、該当する障害等の該当欄全てに「○」をしてください。

- (注) 以下の障害の場合は「内部障害」の該当欄に「○」を付けてください。
・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
・ぼうこう又は直腸の機能の障害
・小腸の機能の障害
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
・肝臓の機能の障害

- ② 障害者手帳を取得されている場合は、該当する手帳に○をしてください。

手帳の種類	該当
身体障害者手帳	
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	

※ 複数の手帳を取得している場合、該当する手帳の種類の手帳に「○」をしてください。

手帳を取得していると記載した場合は、写し等の提出もお願いします。

4. サポート弁護士制度を利用した場合はサポート弁護士のお名前を記入して下さい。

(略)

5. 個人情報の取扱い (略)

6. 今回、請求に踏み切るきっかけとなった情報源 (見聞きしたもの) をお知らせください。

本欄への回答内容が審査に影響することはありません。(制度の周知広報の参考にさせていただきます。)

〈行政・公的媒体〉 (ご自身が「最も近い」と思うものを1つ選択してください)

- 自治体からの個別通知・郵送文書 自治体の広報誌 自治体のホームページ 自治体の窓口掲示
国の広報資料 国のホームページ

〈メディア〉 (ご自身が「最も近い」と思うものを1つ選択してください)

- テレビ・新聞・ラジオ インターネット検索 SNS (X、Facebook、Instagramなど)
YouTube など動画媒体 その他 ()

〈コミュニティ・人からの情報〉 (ご自身が「最も近い」と思うものを1つ選択してください)

- 家族・親族から聞いた 友人・知人などから聞いた 医療機関の職員 (医師・看護師等) から聞いた
福祉施設・障害者支援施設の職員から聞いた 支援団体・当事者団体からの案内
弁護士・法律相談等で知った 法定代理人 (成年後見人) から聞いた その他 ()

(以上)

4. サポート弁護士制度を利用した場合はサポート弁護士のお名前を記入して下さい。

(略)

5. 個人情報の取扱い (略)

改正後

(様式1-③)

旧優生保護法人工妊娠中絶一時金支給請求書

内閣総理大臣 殿 年 月 日
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による人工妊娠中絶一時金の支給を請求します。また、私は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として国から一時金の支給を受けたことはありません(※)。

(※) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として国から一時金の支払いを受けたことがある方は、人工妊娠中絶一時金を受給することはできません。

●手話通訳、文字通訳・要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員の利用が必要な方は、右の該当欄に「○」を付けてください。

Table with 2 columns: Service type (手話通訳, 文字通訳・要約筆記, 盲ろう者向け通訳・介助員) and Status (該当)

- 1. 請求者の情報 (略)
2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外への連絡を希望する場合は記入してください。

Form for contact information including fields for name (ふりがな, 氏名), address (住所), and phone number (電話番号).

結果通知や支払通知の送付先について、上記2の連絡先を希望する場合は右の欄に「○」をしてください。

Red square checkbox for result/payment notification preference.

3. 人工妊娠中絶を受けた当時の状況

※過去の記録の発見・特定や、一時金支給の認定のために必要です。□(チェック欄)がある場合には、該当するものに✓を記入してください。また、可能な限り、詳細に記載してください。不明な場合は、分かる範囲で記載してください。

(1) ~ (3) (略)

改正前

(様式1-③)

旧優生保護法人工妊娠中絶一時金支給請求書

内閣総理大臣 殿 年 月 日
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による人工妊娠中絶一時金の支給を請求します。また、私は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として国から一時金の支給を受けたことはありません(※)。

(※) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として国から一時金の支払いを受けたことがある方は、人工妊娠中絶一時金を受給することはできません。

- 1. 請求者の情報 (略)
2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外への連絡を希望する場合は記入してください。

Form for contact information including fields for name (ふりがな, 氏名), address (住所), and phone number (電話番号).

3. 人工妊娠中絶を受けた当時の状況

※過去の記録の発見・特定や、一時金支給の認定のために必要です。□(チェック欄)がある場合には、該当するものに✓を記入してください。また、可能な限り、詳細に記載してください。不明な場合は、分かる範囲で記載してください。

(1) ~ (3) (略)

(4) 人工妊娠中絶を受けた方の障害等の状況等について

- ① 人工妊娠中絶を受けた当時どのような障害等がありましたか。
(該当する障害の状況の該当欄に「○」をしてください)

障害等の状況	該当
身体障害	
視覚障害	
聴覚又は平衡機能の障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	
肢体不自由	
内部障害 (注)	
知的障害	
精神障害	
ハンセン病	
障害なし	

※ 複数該当する場合、該当する障害等の該当欄全てに「○」をしてください。

(注) 以下の障害の場合は「内部障害」の該当欄に「○」を付けてください。

- ・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・小腸の機能の障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・肝臓の機能の障害

- ② 障害者手帳を取得されている場合は、該当する手帳に○をしてください。

手帳の種類	該当
身体障害者手帳	
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	

※ 複数の手帳を取得している場合、該当する手帳の種類該当欄に「○」をしてください。

手帳を取得していると記載した場合は、写し等の提出もお願いします。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(様式6)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(医療機関、福祉施設等の長) 殿</p> <p style="text-align: center;">(都道府県知事名)</p> <p style="text-align: center;">旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた者に関する記録の調査について(依頼)</p>	<p style="text-align: center;">(様式6)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(医療機関、福祉施設等の長) 殿</p> <p style="text-align: center;">(都道府県知事名)</p> <p style="text-align: center;">旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた者に関する記録の調査について(依頼)</p>
<p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(以下「法」という。)第7条第2項(同条第5項、法第14条及び法第19条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対する補償金等の支給に当たって、これらの者に係る情報の保有状況の調査及び関係者からの陳述の聴取をお願いいたします。</p> <p>以下の請求者に係るそれぞれの情報について、様式に沿って、回答いただくとともに、関連資料(保有している記録の写し等)を添えて、〇〇県〇〇課へと提出をお願いします。</p> <p>なお、本調査は法に基づくものですので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号の利用目的の制限や第三者提供に当たっての適用除外と整理され、マスクング等をしていただく必要はありません。</p> <p>また、法第23条第1項においても関係機関は、本調査に協力するよう努めなければならないとされておりますので、ご協力のほど、何とぞよろしくをお願いいたします。</p>	<p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(以下「法」という。)第7条第2項(同条第5項、法第14条及び法第19条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対する補償金等の支給に当たって、これらの者に係る情報の保有状況の調査及び関係者からの陳述の聴取をお願いいたします。</p> <p>以下の請求者に係るそれぞれの情報について、様式に沿って、回答いただくとともに、関連資料(保有している記録の写し等)を添えて、〇〇県〇〇課へと提出をお願いします。</p> <p>なお、本調査は法に基づくものですので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号の利用目的の制限や第三者提供に当たっての適用除外と整理され、マスクング等をしていただく必要はございません。</p> <p>また、法第23条第1項においても関係機関は、本調査に協力するよう努めなければならないとされておりますので、ご協力のほど、何とぞよろしくをお願いいたします。</p>
<p>(参照条文)</p> <p>(都道府県知事による調査)</p> <p>第7条第2項 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であって、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。第37条において同じ。)、医療機関、障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。第24条第3項において同じ。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとする。</p> <p>(補償金に関する規定の準用)</p> <p>第14条 第6条から第9条まで(同条第2項及び第3項を除く。)の規定は、請求について準用する。この場合において、第6条第1項中「次に掲げる事項(既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第1号、第2号及び第6号に掲げる事項)」とあるのは、「次に掲げる事項(第2号に掲げる事項を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(補償金に関する規定の準用)</p> <p>第19条 第6条から第9条まで(同条第2項及び第3項を除く。)の規定は、請求について準用する。この場合において、第6条第1項中「次に掲げる事項(既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第1号、第2号及び第6号に掲げる事項)」とあるのは、「次に掲げる事項(第2号に掲げる事項を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(関係機関等の協力)</p> <p>第23条第1項 関係機関は、第7条第2項(同条第5項、第14条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(参照条文)</p> <p>(都道府県知事による調査)</p> <p>第7条第2項 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であって、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。第37条において同じ。)、医療機関、障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。第24条第3項において同じ。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとする。</p> <p>(補償金に関する規定の準用)</p> <p>第14条 第6条から第9条まで(同条第2項及び第3項を除く。)の規定は、請求について準用する。この場合において、第6条第1項中「次に掲げる事項(既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第1号、第2号及び第6号に掲げる事項)」とあるのは、「次に掲げる事項(第2号に掲げる事項を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(補償金に関する規定の準用)</p> <p>第19条 第6条から第9条まで(同条第2項及び第3項を除く。)の規定は、請求について準用する。この場合において、第6条第1項中「次に掲げる事項(既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第1号、第2号及び第6号に掲げる事項)」とあるのは、「次に掲げる事項(第2号に掲げる事項を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(関係機関等の協力)</p> <p>第23条第1項 関係機関は、第7条第2項(同条第5項、第14条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。</p>

回答期限		回答提出先	
手術等を受けた方の情報	ふりがな		性別
	氏名		生年月日
受けた手術等の種別	<input type="checkbox"/> 優生手術等 <input type="checkbox"/> 人工妊娠中絶 <input type="checkbox"/> 優生手術等と人工妊娠中絶の両方		
手術等を受けた時期			
調査事項 (請求書内の関連する記述)			

(回答記入様式)

関係機関名 (医療機関・福祉施設名等)	担当者	
	連絡先	

手術等を受けた方の情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			

請求に関する優生手術等又は人工妊娠中絶に関する記録		←下記の①～③から選択
---------------------------	--	-------------

①「ある」 ②「請求に関する優生手術等又は人工妊娠中絶のものである可能性があるものがある」 ③「ない」

1. ①又は②と回答した場合

①又は②と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある)時期についてご回答下さい。

記録の種別	手術実施時期	具体的な記録の内容

※「記録の種別」には優生手術申請関係書類、優生手術決定関係書類、その他優生保護審査会関係書類、診療記録(カルテ等)又はケース記録等を具体的に記載ください。

当時の状況について知る職員がいる場合は、可能な限り分かる範囲で聞き取りを行い、以下の欄に記載をお願いいたします。

--

回答期限		回答提出先	
手術等を受けた方の情報	ふりがな		性別
	氏名		生年月日
受けた手術等の種別	<input type="checkbox"/> 優生手術等 <input type="checkbox"/> 人工妊娠中絶 <input type="checkbox"/> 優生手術等と人工妊娠中絶の両方		
手術等を受けた時期			
調査事項 (請求書内の関連する記述)			

(回答記入様式)

関係機関名 (医療機関・福祉施設名等)	担当者	
	連絡先	

手術等を受けた方の情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			

請求に関する優生手術等又は人工妊娠中絶に関する記録		←下記の①～③から選択
---------------------------	--	-------------

①「ある」 ②「請求に関する優生手術等又は人工妊娠中絶のものである可能性があるものがある」 ③「ない」

1. ①又は②と回答した場合

①又は②と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある)時期についてご回答下さい。

記録の種別	手術実施時期	具体的な記録の内容

※「記録の種別」には優生手術申請関係書類、優生手術決定関係書類、その他優生保護審査会関係書類、診療記録(カルテ等)又はケース記録等を具体的に記載ください。

当時の状況について知る職員がいる場合は、可能な限り分かる範囲で聞き取りを行い、以下の欄に記載をお願いいたします。

--

手術等を受けた方の入院・入所期間についてご回答ください。

昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日

※優生手術等又は人工妊娠中絶に関する記録の有無にかかわらず記載ください。

2. ③と回答した場合

③と回答した理由	←下記のア～エから選択
----------	-------------

	優生手術や人工妊娠中絶を実施した医療機関	その他の関係機関（福祉施設の他、精神科等の手術目的以外で入院、通院していた医療機関も含む）
ア	当時、手術等を実施した可能性はある（当時手術等の実施可能な診療科があった等）が請求者のものを含め、記録は残っていない。	当時の利用者の中には優生手術や人工妊娠中絶を受けた者がいたことは想定されるが、請求者のものを含め、記録は残っていない。
イ	当時、手術等を実施した可能性はあり（当時手術等の実施可能な診療科があった等）一部の者の記録が残っているが、請求者の記録は残っていない。	当時の利用者の中には優生手術や人工妊娠中絶を受けた者がいたことは想定され、一部の者の記録は残っているが、請求者の記録は残っていない。
ウ	当時、手術等を実施しうる診療科はなく、請求者が当医療機関で手術等を受けたとは想定されない。（医療機関自体が存在しなかった場合も含む）。	当時、請求者が主張しているような施設ではなく、請求者が利用したことは想定されない（施設自体が存在しなかった場合も含む）
エ	その他（ ）	

手術等を受けた方の入院・入所期間についてご回答ください。

昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日

※優生手術等又は人工妊娠中絶に関する記録の有無にかかわらず記載ください。

<備考>
※当時、貴機関（医療機関・福祉施設等）において、優生手術や人工妊娠中絶に関連して思い当たる事項等があれば記入してください（「請求者に関する記録はないが、当時よく優生手術が行われていた旨を聞いたことがある」、「昔は優生手術を受けることが施設入所の条件だった旨を聞いたことがある」等）。

--

①又は②と回答した場合は、円滑な補償金等の支給の観点から、関係書類の写しについて、幅広く本調査票とともに都道府県宛てに送付願います。また、必要に応じて回答内容について本都道府県又はこども家庭庁より問い合わせをさせていただく場合がありますので、その際は、何卒ご協力をお願いいたします。

<備考>
記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、面談記録等の個人の記録であって優生手術や人工妊娠中絶が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものを全て御確認願います。なお、優生手術や人工妊娠中絶一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。「優生手術」や「人工妊娠中絶」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術や人工妊娠中絶と推測される記載のある記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術や人工妊娠中絶に関する記録も対象になります。

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

2. ③と回答した場合

③と回答した理由	←下記のア～エから選択
----------	-------------

	優生手術や人工妊娠中絶を実施した医療機関	その他の関係機関（福祉施設の他、精神科等の手術目的以外で入院、通院していた医療機関も含む）
ア	当時、手術等を実施した可能性はある（当時手術等の実施可能な診療科があった等）が請求者のものを含め、記録は残っていない。	当時の利用者の中には優生手術や人工妊娠中絶を受けた者がいたことは想定されるが、請求者のものを含め、記録は残っていない。
イ	当時、手術等を実施した可能性はあり（当時手術等の実施可能な診療科があった等）一部の者の記録が残っているが、請求者の記録は残っていない。	当時の利用者の中には優生手術や人工妊娠中絶を受けた者がいたことは想定され、一部の者の記録は残っているが、請求者の記録は残っていない。
ウ	当時、手術等を実施しうる診療科はなく、請求者が当医療機関で手術等を受けたとは想定されない。（医療機関自体が存在しなかった場合も含む）。	当時、請求者が主張しているような施設ではなく、請求者が利用したことは想定されない（施設自体が存在しなかった場合も含む）
エ	その他（ ）	

<備考>
※当時、貴機関（医療機関・福祉施設等）において、優生手術や人工妊娠中絶に関連して思い当たる事項等があれば記入してください（「請求者に関する記録はないが、当時よく優生手術が行われていた旨を聞いたことがある」、「昔は優生手術を受けることが施設入所の条件だった旨を聞いたことがある」等）。

--

①又は②と回答した場合は、円滑な補償金等の支給の観点から、関係書類の写しについて、幅広く本調査票とともに都道府県宛てに送付願います。また、必要に応じて回答内容について本都道府県又はこども家庭庁より問い合わせをさせていただく場合がありますので、その際は、何卒ご協力をお願いいたします。

<備考>
記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、面談記録等の個人の記録であって優生手術や人工妊娠中絶が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものを全て御確認願います。なお、優生手術や人工妊娠中絶一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。「優生手術」や「人工妊娠中絶」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術や人工妊娠中絶と推測される記載のある記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術や人工妊娠中絶に関する記録も対象になります。

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

こ成母第 38 号
令和 7 年 1 月 17 日
一部改正 こ成母第 347 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（令和 6 年政令第 383 号）、旧優生保護法補償金等認定審査会令（令和 6 年政令第 384 号）、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 385 号）及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則（令和 6 年内閣府令第 114 号。以下「規則」という。）が本日施行されたところである。

今般、各都道府県における法又は法に基づく命令の規定に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

本通知の発出に伴い、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）」（平成 31 年 4 月 24 日付け子母発 0424 第 1 号）は廃止する。

政府として、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられた方々に対して、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げているところであり、今後、立法府の総意により制定していただいた法に基づき、制定されるに至った経緯や趣旨を十分に踏まえ、被害者の方に補償金等の支給が着実に行われるよう、全力を尽くしてまいりたい所存である。

なお、本通知は、「第 2 相談支援」及び「第 10 周知・広報」を除き、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。

記

第1 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者（以下「支給対象者」という。）の多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定される。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮を行うこと。

また、周知・広報や相談支援等の実施に当たっては、旧優生保護法に係る対応部局のみならず、障害保健福祉関係部局や医療関係部局などにも密接に関係するため、各都道府県におかれては、それぞれの庁内関係部局間で連携しながら、丁寧な対応をお願いしたい。

第2 相談支援

法第24条第2項において、「国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援、補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする」とされており、同条第3項においては、その際、支給対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされている。そのため、都道府県において、請求者が相談・請求をしやすい体制整備を行うこと。

その際、例えば、

- ・ 補償金等についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援関係者等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられるので、各都道府県において、積極的に検討すること。

また、請求者を都道府県の相談窓口につなぐためには、請求者にとって身近な関係機関や関係者から話を聞ける環境を整備することが重要である。

例えば、

- ・ 請求者が日常生活で訪れることが想定される市町村の窓口に広報用ポスターの掲示やリーフレットを配布
- ・ 地域の障害者支援施設、障害者支援団体等が身近な相談先となるよう、出張相談や協力依頼の実施

等の取組が考えられるので、積極的に検討すること。

第3 補償金等の請求の受付

1 補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金の支給の請求に共通する事項

(1) 請求書への記載等

補償金等（補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金をいう。以下同じ。）の支給の請求については、請求者の区分に応じ、それぞれ以下の様式により受け付けること。なお、欄内に記入しきれない場合には、別紙を添付する等により対応すること。

- ・ 優生手術等を受けた本人又はその遺族 「様式1－① 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求書」
- ・ 特定配偶者又はその遺族 「様式1－② 旧優生保護法補償金支給請求書」
- ・ 人工妊娠中絶を受けた本人 「様式1－③ 旧優生保護法人工妊娠中絶一時金支給請求書」

(2) 住所欄への記載

法において、請求書には、住所又は居所を記載することとされていることから、「様式1－①」から「様式1－③」までの住所欄には必ずしも住民票上の住所を記載する必要はない。また、住民票上の住所地と異なる都道府県に居住している場合には、居住実態のある都道府県で受け付けること。

(3) 請求にあたっての配慮

補償金等に関する相談があった際、原則、弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業（以下「請求サポート事業」という。）を紹介すること。ただし、相談者が一時金の既受給者である場合には、一時金の認定実績をもって補償金の認定を受けることが可能であるため、その旨を伝え、第3の2の（2）に従い、請求を促すこと。

請求サポート事業を利用しない場合であっても、補償金等の請求の意思が明確な場合には、請求書の記載事項に不備があり、又は添付書類が揃わない場合でも、原則、その場で受理すること。不足する書類等があれば、受理後に補正するという形で後日対応すること。

また、規則第13条において、請求者本人が請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求者の口頭による陳述を職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて請求者に代わって請求書を作成し、これを当該請求者に読み聞かせた上で、職員が請求者とともに氏名を記載するものとされていることを踏まえ、請求者の状況に応じて適切に対処すること。なお、請求者が職員とともに氏名を記載するための様式は特段定めていないので、様式の余白に代筆者の肩書と氏名を記載することなど、適宜工夫すること。

(4) 郵送による請求

規則第16条において、請求書が郵送等により送付された場合には、通信日付印により表示された日（消印日）において請求がなされたものとみなすこととされているので、留意すること。

(5) 委任状の添付

「様式1－①」から「様式1－③」までにおいて、「振り込みを希望する金融口座」欄に請求者本人以外の者を口座名義人とする金融口座が記載されている場合には、当該口座名義人に対する補償金等受取りの委任状を添付すること。

また、請求者本人に代わって、委任を受けた代理人が請求書を提出する場合、委任状を添付すること。委任状には、明確に委任する内容を記載するよう求めるとともに、代理人及び請求者の本人確認資料の写しを提出させること等により、代理人が請求者本人により適切に代理権を授与された者であることを確認すること。なお、疑わしい事情がある場合には、請求者本人の意思を直接確認する等、真正な委任の関係の確認に努めること。

(参考：委任状に最低限記載すべき事項)

- ・ 請求者本人氏名及び住所
- ・ 代理人氏名及び住所
- ・ 請求者本人と代理人の関係
- ・ 委任する内容
- ・ 委任の日付

(6) 公用照会による請求者の負担軽減等

請求に当たって、添付資料（住民票の写し又は戸籍関係書類）の提出を求めることが過度な負担となる場合には、都道府県においては、公用照会を実施するなどして、請求者の負担軽減となるように努めること。

2 補償金又は優生手術等一時金の支給の請求

補償金又は優生手術等一時金の支給の請求については、法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「一時金支給法」という。）に基づく一時金を既に受給した者（以下「一時金の既受給者」という。）がいることを踏まえ、一時金の既受給者に係る請求か否かに着目して事務の処理を行うこと。

(1) 補償金又は優生手術等一時金の支給の請求（一時金の既受給者に係る請求以外の場合）

ア 優生手術等一時金の請求の案内等

請求者が優生手術等を受けた者であって、これまで一時金の支給の請求をしていない場合には、補償金の請求とあわせて優生手術等一時金の請求が可能である。「様式1－①」にチェック欄を設けているので、忘れずに案内すること。

また、補償金や優生手術等一時金の支給認定を円滑に行うためには、手術を受けた場所や経緯を特定することが必要である。そのため、請求者の負担にも配慮しつつ、具体

的に手術を受けた場所・時期・経緯等を可能な範囲で、可能な限り詳細に記載していただくこと。

イ 添付書類

請求書には、以下の書類を添付することとし、第3の1の(3)のとおり、添付書類が整わない場合でも、請求を受け付けた上で、補正で対応すること。なお、請求の受付後、補正の形で添付書類を求める必要がある場合は、文書等で請求者と認識共有を行い、補正が行われず放置されることがないように留意すること。

(ア) 書類の内容

①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカード（表面のみ）や運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

②請求に係る優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書

医師の診断書については、原則「様式2 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書」を利用するよう請求者に案内すること。なお、請求者がすでに診断書を取得済みの場合には、別の様式でも問題ないこと。

③領収書その他の診断書の作成に要する費用（診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類

診断書の作成に要する費用の請求にあたっては、原則「様式3 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書」を利用するよう案内すること。なお、請求者が既に領収書を取得している場合には、「様式3」のうち、申請に関する事項のみ記載し、「3. 領収書欄」は空欄にした上で、取得済みの領収書とあわせて提出すれば足りること。なお、その際、取得済みの領収書に記載された診断料に保険適用のものが含まれていないことを確認すること。保険適用のものが含まれる場合には、受診した医療機関に対し、再度「様式3」の「3. 領収書欄」を医療機関にて記載してもらうよう求めること。

④金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる書類があるときは、これらの請求書への記載は不要であること。

⑤その他請求に係る事実を証明する書類

上述の診断書の他、補償金又は優生手術等一時金の支給の認定にあたって参考と

なりうる書類があれば添付すること。例えば、以下のようなものが考えられるので、適宜請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

(考えられる書類の例)

- ・ 優生手術等の経緯についての関係者（親族等）からの証言
 - ・ 戸籍謄（抄）本等の子どもがいないことを確認できる書類
 - ・ 請求者が都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類
 - ・ 障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類
- 等

上記に加え、請求者に応じて、以下の書類を添付すること。

⑥優生手術等を受けた者との関係を証明できる戸籍謄（抄）本等＜特定配偶者の場合＞

優生手術等を受けた者と婚姻関係を確認するため、基本的に戸籍謄（抄）本等を添付すること。また、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、続柄に「妻（未婚）」等と表示されている住民票の写しなど、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書類を添付すること。戸籍謄（抄）本等や住民票の写しなどの公的証明により婚姻関係が確認できる場合、認定までに要する期間が短くなる可能性がある。公的証明によることが難しい場合、こども家庭庁に相談すること。

加えて、手術日の前日までの間に、優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）した者も特定配偶者に該当する。このため、認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。適宜、請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

⑦優生手術等を受けた者又は特定配偶者の遺族であることを証明できる次に掲げる書類＜遺族の場合＞

(i) 死亡届の記載事項証明書等

死亡届の記載事項証明書等以外にも、優生手術等を受けた者若しくは特定配偶者又は先順位の遺族の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類として、死亡診断書等の写し又は戸籍謄（抄）本でも問題ないこと。

(ii) 請求者と優生手術等を受けた本人又は特定配偶者との関係及び請求者より先順位の遺族がいないことを確認できる戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本若しくは戸籍（除籍）全部事項証明書等

⑧既に国から補償金の支給を受けている旨を証明することができる書類（補償金の認定結果通知又は振込み済通知の写し等）＜既に補償金の支給を受けた場合＞

法第 20 条第 1 項及び第 2 項に基づき、優生手術等を受けた者であって、かつ、特定配偶者である場合には、国から支払われる補償金の額が調整されるため、留意すること。

- ⑨国から支払いを受けた損害賠償金等の内容等に関する事実を証明することができる書類（判決内容の分かる書類や和解に関する合意書などの写し等）＜国から損害賠償金や和解金の支払いを受けている場合＞

（イ）添付書類の省略

規則第 15 条においては、内閣総理大臣は、特別な事由があると認めるときは、書類の添付を省略させることができるとされている。例えば、医師の診断書については、医師に手術痕を見せることにつき心理的ストレスが大きい等の理由により、医療機関の受診が困難な場合には、提出を求めないこととして差し支えない（その他の事由により医師の診断書の取得が困難な場合には、こども家庭庁に相談すること）。ただし、医師の診断書については、優生手術等を実施した記録が都道府県や関係機関に残っていない場合に、補償金や優生手術等一時金の支給認定にあたっての重要な資料となることから、請求者に必要性を説明した上で、可能な限り提出を求めること。

なお、書類の添付を省略した場合は「様式 4-① 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」、「様式 4-② 旧優生保護法補償金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」又は「様式 4-③ 旧優生保護法人工妊娠中絶一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」の該当欄に、省略した理由を記入すること。

（2）補償金の支給の請求（一時金の既受給者に係る請求の場合）

ア 請求書に記載する事項

一時金の既受給者若しくは一時金の既受給者に係る特定配偶者又はこれらの者の遺族については、請求書に氏名、住所（又は居所）、電話番号、振込みを希望する金融口座の情報の項目、優生手術等一時金を受給した旨及び優生手術を受けた方の障害等の状況等についてのみを記載して請求することで補償金の支給を受けることが可能である。

なお、これらの者については、請求書の「3. 優生手術等を受けた方が優生手術等を受けた当時の状況」の(1)～(3)を記載することは不要であるため、留意すること。

イ 添付書類

一時金の既受給者については、請求書とあわせて、以下の書類を添付することとし、第 3 の 1 の (3) のとおり、添付書類が整わない場合でも、請求を受け付けた上で、補正で対応すること。

（ア）書類の内容

①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカード（表面のみ）や運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

②金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写し等）

添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる書類があるときは、これらの請求書への記載は不要であること。

③一時金支給法に基づく一時金を受給したことを証明することができる書類（一時金の認定結果通知若しくは振込み済通知の写し又は国から一時金の支給を受けたことが分かる通帳の写し等）

一時金の認定結果通知等は、過去の認定実績を証明する資料であり、補償金の認定までに要する時間が短くなることから、請求者が書類等を保管している場合は写しを提出すること。紛失等により提出が難しい場合においては、請求者に過去に一時金を受給した時期等を確認するとともに、各都道府県において保有している一時金の請求記録等を確認すること。これらによる確認が難しい場合は、こども家庭庁に相談すること。

上記に加え、請求者に応じて、以下の書類を添付すること。

④優生手術等を受けた者との関係を証明できる戸籍謄（抄）本等 <一時金の既受給者に係る特定配偶者の場合>

優生手術等を受けた者と婚姻関係を確認するため、基本的に戸籍謄（抄）本等を添付すること。また、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、続柄に「妻（未婚）」等と表示されている住民票の写しなど、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書類を添付すること。戸籍謄（抄）本等や住民票の写しなどの公的証明により婚姻関係が確認できる場合、認定までに要する期間が短くなる可能性がある。公的証明によることが難しい場合、こども家庭庁に相談すること。

加えて、手術日の前日までの間に、優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）した者も特定配偶者に該当する。このため、認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。適宜、請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

⑤優生手術等を受けた者又は特定配偶者の遺族であることを証明できる次に掲げる

書類<一時金の既受給者に係る遺族の場合>

(i) 死亡届の記載事項証明書等

死亡届の記載事項証明書等以外にも、優生手術等を受けた者若しくは特定配偶者又は先順位の遺族の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類として、死亡診断書等の写し又は戸籍謄(抄)本でも問題ないこと。

(ii) 請求者と優生手術等を受けた本人又は特定配偶者との関係及び請求者より先順位の遺族がないことを確認できる戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本若しくは戸籍(除籍)全部事項証明書等

⑥既に国から補償金の支給を受けている旨を証明することができる書類(補償金の認定結果通知又は振込み済通知の写し等) <既に補償金の支給を受けた場合>

法第20条第1項及び第2項に基づき、優生手術等を受けた者であって、かつ、特定配偶者である場合には、国から支払われる補償金の額が調整される。

例えば、優生手術等を受けた本人として補償金1,500万円の支給を受けた後に、特定配偶者として補償金500万円を請求した場合、併給調整され追加で支給される補償金がないため、その旨を請求者に説明すること。

⑦国から支払いを受けた損害賠償金等の内容等に関する事実を証明することができる書類(判決内容の分かる書類や和解に関する合意書などの写し等) <国から損害賠償金や和解金の支払いを受けている場合>

なお、医師の診断書については、一時金の既受給者に係る請求の場合においては添付は不要であるため、留意すること。

3 人工妊娠中絶一時金の支給の請求

(1) 対象者について

今般、新たに設けられた人工妊娠中絶一時金の対象者は、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であって、施行日において生存しているものである。

法第2条第4項第5号ロに規定する「内閣府令で定める者」は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則第1条に規定されている。同条の趣旨は、旧優生保護法が必ずしも対象としていない障害や疾病を有し、優生上の見地から不良の子孫の出生を防止することを目的とする人工妊娠中絶についても、人工妊娠中絶一時金の対象とするものであることに留意されたい。

(2) 請求書に記載する事項等

人工妊娠中絶一時金の支給認定を円滑に行うためには、人工妊娠中絶を受けた場所や経緯を特定することが必要である。そのため、請求者の負担にも配慮しつつ、具体的に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた場所・時期・経緯等を可能な範囲で、可能な限り詳細に記載していただくこと。

また、優生手術等と人工妊娠中絶等の両方を受けた方については、補償金や優生手術等一時金の支給の請求とあわせて人工妊娠中絶一時金の支給の請求するよう、請求の際に案内すること。

その際、請求者が補償金や優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金の請求をあわせて行う場合において、優生手術等を受けた者として優生手術等一時金の支給認定がなされたときは、国から人工妊娠中絶一時金の支払いを受けることはできない旨伝えること。

また、法第 22 条第 1 項及び第 2 項に基づき、国から支払われる優生手術等一時金の額と人工妊娠中絶一時金の額は調整されることから、一時金の既受給者に対しては、人工妊娠中絶一時金の請求をすることができない旨伝えること。

(3) 添付書類

①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカード（表面のみ）や運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

②金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる書類があるときは、これらの請求書への記載は不要であること。

③その他請求に係る事実を証明する書類

上述の他、一時金支給の認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。例えば、以下のようなものが考えられるので、適宜請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

(考えられる書類の例)

- ・ 人工妊娠中絶の経緯についての関係者（親族等）からの証言
- ・ 請求者が都道府県や医療機関等から入手した人工妊娠中絶の実施に関する書類
- ・ 死産証明書（死胎検案書）の写しなど人工妊娠中絶を受けた事実が分かる書類
- ・ 障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類

等

都道府県においては、補償金等の請求を受け付けた後、第4の1に示すとおり、速やかに都道府県が保有する記録の調査や職員への聴取を行うこと。また、並行して、第4の2に示すとおり、関係する医療機関、福祉施設、市町村等に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するよう求めること。

また、請求者から提出のあった請求書に他の都道府県で手術等を受けた旨の記載がある場合には、請求を受理した都道府県における記録の調査等は不要であるため、速やかにこども家庭庁に進達をすること。こども家庭庁から当該他の都道府県にその旨を通知（「参考様式1 旧優生保護法補償金等支給請求について」）するので、当該他の都道府県において、第4の1及び2に示すとおり、都道府県の保有する記録の調査等や関係機関への調査依頼を行うこと。

なお、「請求サポート事業」において、サポート弁護士が請求者の委任を受け、請求者に代わって関係機関に資料の有無を照会することも可能であるため、事案や照会先に応じて、サポート弁護士と連絡を取りながら対応すること。

1 都道府県の保有する記録の調査等

補償金等の請求を受け付けた都道府県は、請求内容に応じて以下のとおり書類の有無を確認すること。また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時の担当課に在籍していたなど当時の状況を知る職員（退職した職員は除く。）がいる場合には、当該請求に関し、知っている事実の聴取を行うこと。

この際、請求者本人のものと特定できなくても、請求者のものである可能性があるものは幅広く確認、報告する。法第7条第1項及び第2項（これらの規定を法第14条及び法第19条において準用する場合を含む。）の規定による報告は、必ずしも請求者本人のものと特定できなくても、報告するよう求める趣旨であること。

都道府県において把握した記録又は聴取した内容については、「様式4」に記載すること。

なお、本調査及び報告は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）との関係では、法令に基づく調査として整理されること。

（1）補償金・優生手術等一時金の請求の場合

補償金や優生手術等一時金の請求を受け付けた都道府県は、旧優生保護法施行規則に基づく優生手術申請書、優生手術適否決定通知書、優生手術実施報告書等の書類やその他都道府県で作成している台帳等に関する記録があるか確認すること。

なお、一時金の既受給者に係る請求の場合には、これらの都道府県の保有する記録の調査は不要である。

（2）人工妊娠中絶一時金の請求の場合

人工妊娠中絶一時金の請求を受け付けた都道府県は、例えば次の資料が都道府県に保管されている可能性があるため、記録があるか確認すること。

- ・ 優生保護法施行規則に基づく人工妊娠中絶手術申請書、人工妊娠中絶手術適否決定通知書等の書類

※ 優生保護法の一部を改正する法律(昭和27年法律第141号)による改正前の優生保護法(昭和23年法律第156号)においては、指定医師からの申請に基づき、人工妊娠中絶に関する優生保護審査会で人工妊娠中絶の実施に係る適否を決定していた。

- ・ 死亡票、死産届、死産証書及び死胎検案書

※ 妊娠12週以降の死産は、医師が発行する死産証書又は死体検案書添付の上で、市町村への死産届の提出が義務付けられていた。その後、市町村において死亡票を作成した上で、保健所に提出することとされていた。

2 関係機関への調査依頼

都道府県は、補償金等の請求を受け付けた場合には、都道府県の保有する記録の調査等と並行して、請求の内容から判断して、当該請求者の優生手術等又は人工妊娠中絶等の実施に関し、記録を保有している可能性のある管内の関係機関に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するよう求めること。

請求の内容から、関係機関が必ずしも特定できるとは限らないが、この場合における調査方法については、個々の具体的な事例に応じて判断する必要があり、判断に悩む場合は、こども家庭庁に相談すること。

関係機関に対しては、医療機関のカルテ(診療録)や優生手術申請書の写し等の書類、福祉施設のケース記録等、市町村における面談記録や死産届等の確認を求めることとする。

また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時の状況を知る職員(退職した職員は除く。)がいる場合には、請求に関し、知っている事実の聴取を求めることとする。

この際、「1 都道府県の保有する記録の調査等」の場合と同様、請求者本人のものも特定できなくても、請求者のものである可能性があるものは幅広く提供を求めること。関係機関への調査依頼は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に関する記録の調査について」(様式5及び様式6)により行うこと。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護に関する法律第18条第3項第1号及び同法第27条第1項第1号に規定する利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となること。

3 調査の中止等

規則第3条第2項において、次の場合には、関係機関に対する調査の依頼は行わない、又は中止することができること。

- ・ 都道府県における記録の調査の結果、請求者が補償金等の支給対象者に該当するこ

とを確認できる記録を保管していることが明らかとなった場合

- ・ 請求書により、優生手術等一時金の既受給者であることを確認することができる場合

第5 こども家庭庁に対する請求書等の進達及び調査結果の報告

請求書及び添付書類並びに都道府県の保有する情報の調査結果については、「様式4」及び「様式7」により速やかにこども家庭庁に進達及び報告すること。

都道府県又は関係機関での調査の結果、確認された書類については、あわせて写しを添付すること。

なお、関係機関が保有する記録の調査等は、都道府県が保有する記録等の調査等と進捗状況が異なることが想定されるため、まずは「様式4」を提出し、追って、「様式7」を提出していただくこととして差し支えない。

第6 こども家庭庁等からの確認等の依頼

こども家庭庁における確認や旧優生保護法補償金等認定審査会における審査の過程で、関係機関への照会や本人への確認の必要性が生じた場合、適宜、都道府県に連絡することが想定される。その際は御協力をお願いします。

また、この場合にもおいても、請求サポート事業の利用が可能であるため、必要に応じて請求者にその旨説明すること。

第7 診断受診依頼

こども家庭庁や旧優生保護法補償金等認定審査会における審査の過程で医師の診断書が必要となった場合は、その旨を請求者に通知（「参考様式2 診断受診依頼書」）することとしている。この場合、請求者に対しては、都道府県経由で通知することとするので、都道府県におかれては、確実に請求者の手元に届くよう、請求者との連絡・調整を行うこと。

また、請求者が指定された医療機関を受診した場合には、診断書作成に要する費用（診断料を含む。）が支給されるため、都道府県において「様式3」の提出を求め、診断書とあわせてこども家庭庁に送付すること。

なお、診断受診依頼に基づいて実施された診断書作成に係る費用については、認定の結果にかかわらず、公費負担の対象となり、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から、請求者が指定した金融機関の口座に振り込まれることとなる。

第8 認定結果の通知

内閣総理大臣による補償金等の支給を受ける権利の認定の結果の通知は、「参考様式3 認定決定通知書」及び「参考様式4 不支給決定通知書」により、都道府県知事を通じて行うこととしている。都道府県におかれては、確実に請求者の手元に届くよう、請求者との連絡・調整を行うこと。

支払いは機構から行われ、振込み後に請求者に対して振込済みの通知が送られる。認定決定通知書が通知されたにもかかわらず、支払いの時期（認定を行った月の翌月末日途）を過ぎても補償金等の支給がなされない場合等、請求者から問い合わせがあれば、適宜こども家庭庁に問い合わせること。

また、請求者が指定した金融機関の口座に機構から振り込めない場合等、支給に際して必要があるときは、こども家庭庁から都道府県に連絡するので、都道府県において請求者と連絡・調整を行うこと。

なお、不認定となった場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、請求者は内閣総理大臣に対して審査請求をすることができるので、審査請求を希望する者から相談があった場合は、適宜の対応をお願いする。

第 9 支払未済の一時金の申出

法第 13 条第 1 項及び法第 18 条第 1 項の規定により、支給対象者が請求後に死亡した場合に、その請求者が支給を受けるべき優生手術等一時金又は人工妊娠中絶一時金でその支払いを受けていないもの（支払未済の一時金）があるときは、生計同一の遺族（遺族がない場合は相続人）に支給することとされている。

支払未済の一時金について、支給を受けたい旨の相談があったときは、申出者の区分に応じ、「様式 8-① 支払未済の優生手術等一時金の支給申出書」又は「様式 8-② 支払未済の人工妊娠中絶一時金の支給申出書」を提出する必要がある旨を案内すること。なお、申出書には以下の書類を添付すること。

- 1 申出者の住民票の写しその他の住所、氏名、性別及び生年月日を確認できる書類
- 2 旧優生保護法に基づく優生手術等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- 3 申出者が生計同一の遺族の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 申出をする者と旧優生保護法に基づく優生手術等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との身分関係を証明することができる書類
 - (2) 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
- 4 申出者が相続人の場合は、相続人であることを証明することができる書類
- 5 振込先の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

第 10 周知・広報

周知に当たっては、各都道府県におかれては、支給対象となり得る者に情報が届くよう、様々な機会をとらえて積極的に周知・広報を行っていただきたい。

法第 24 条第 1 項においては、国及び地方公共団体は、補償金等の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとされており、同条第 3 項においては、優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支

援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとしてされている。

これを踏まえ、例えば、以下の取組が考えられるので、積極的な取組をお願いする。なお、令和元年度から各都道府県にご協力いただいている一時金制度の「情報入手方法に係るアンケート結果」を「旧優生保護法補償金等に係る周知広報について」（令和6年12月20日付けこども家庭庁成育局母子保健課認定審査係事務連絡）に記載しているのので、参考にすること。

（考えられる取組の例）

- ・ 障害者手帳の更新等の行政手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 広報誌、広報用ポスター・パンフレットの配布・掲示
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての請求の呼び掛け（特に、支給対象者が入所していた施設等に対し、個人を特定しない形で重点的に周知・広報を実施すること（「各都道府県における個別通知の先行事例集」のA県における取組をご参照）なども積極的にご検討いただきたい。）

また、周知にあたって、都道府県が、既に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になり得る旨を当該支給対象者に個別に通知することについては、「旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金の既受給者に対する個別通知の実施等について（協力依頼）」

（令和6年12月27日付けこ成母783号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について」（令和7年1月14日付けこ成母第21-1号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）及び「各都道府県における個別通知の先行事例集」の周知について」

（令和7年1月15日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）を踏まえた対応を行っていただきたい。

以上